

ユネスコ記憶遺産事業に関する改革の提案

私たちは、2015年のユネスコ記憶遺産に対する中国の登録申請に対して、さまざまに意見を述べてきました。今回、中国の「南京大虐殺」資料（ID Code:2014-50）が登録されたことは、日本国内でも大きな問題となっており、多くの日本国民が憤慨しています。今後、国際社会におけるユネスコ記憶遺産事業の価値・信用を、より一層高めるために、以下の改革を提案いたします。

- A) 申請者は、登録申請するすべての資料をデジタル化し、ユネスコ記憶遺産事務局に提出すること。同事務局は、それをホームページ上で公開し、世界中の誰もが閲覧できるようにすること。
- B) 上記のように、登録申請後、公開した資料について、同事務局は、関係国や地域が研究・反論するための適切な期間を設けること。
- C) 登録申請後、公開した資料に対して、関係国や地域から反証があった場合、当事者間で議論し、両者の合意した結論が出るまでは、該当する資料の登録を見送ること。なお、当事者間の主張内容はすべてデジタル化し、同事務局に提出すること。同事務局は、そのデータをホームページ上で公開し、世界中の誰もが閲覧できるようにすること。また、当事者間での結論については、「同意」「両論併記」「却下」を用意すること。
- D) 登録小委員会、国際諮問委員会、ユネスコ事務局長の判断に至るまで、すべての議事日程や会議の開催場所などを事前に公開すること。また、各委員会の調査・検証内容を含めた議事録など、すべての審議プロセスを公開すること。
- E) 登録小委員会や国際諮問委員会など、ユネスコ記憶遺産の登録審査に関わるすべての委員の選び方のプロセスを透明化すること。

また上記以外にも、ユネスコ記憶遺産が当事者間の争いを招いたり、政治利用されたりしないよう、ユネスコが定める「記録遺産保護のための一般指針」を厳格に適用するよう求めます。

共同提案者

積量子（幸福実現党党首）

阿羅健一（近現代史研究家）

河添恵子（ジャーナリスト）

藤岡信勝（拓殖大学客員教授）

水間政憲（近現代史研究家）

茂木弘道（「史実を世界に発信する会」事務局長）

（以 上）

補足資料

改革の提案を行う理由について

■改革の提案を行う理由

- ・長年にわたる日本の研究者の調査・研究により、「南京大虐殺」は、戦中・戦後の中国側のプロパガンダであることが明らかになっています。
- ・中国が、ユネスコ記憶遺産に登録申請した「南京大虐殺」資料も、戦中・戦後につくられたプロパガンダの資料であったことは、私たちの4回にわたる反論書で明らかにした通りです。
- ・しかし残念なことに、この事実を目を向けられることはなく、今回、「南京大虐殺」資料が、記憶遺産として登録されてしまいました。
- ・私たちは調査の過程で、ユネスコ記憶遺産事務局をはじめ、登録小委員会、国際諮問委員会の方々、そして、申請主体である中国・中央档案馆、日本政府などとやり取りしてきました。その結果、記憶遺産の審議・登録のプロセスが現行のまま続けば、今後とも、記憶遺産事業が政治利用される危険性があり、「人々の心に平和を築く」というユネスコの理想が歪められ、記憶遺産事業そのものの価値・信用が失われてしまうと考えるに至りました。こうした経緯により、改革の提案を行う次第です。

■記憶遺産の登録をめぐる4つの問題点

①公開性の欠如——資料について

- ・私たちは2015年3月ごろ、中国が登録を目指している資料の現物を閲覧したいと、ユネスコ記憶遺産事務局に問い合わせました。ところが、同事務局の担当者に「ユネスコからは見せられない。申請者（中国側）に直接問い合わせしてほしい」と言われました。そこで、申請主体である中国・中央档案馆に連絡したところ、同館の担当者には「外国人向けの資料ではないので、答える義務はない。中国人の場合でも、（中国の）外務省レベルの政府機関の紹介状を取得して来館しなければ、対応しない」と開示を拒否されました。また、文部科学省の日本ユネスコ国内委員会事務局に問い合わせたところ、「外交ルートを通じて、中国側に資料の開示を請求したが、応じてもらえない」という答えでした。つまり、ユネスコ、申請者（中国）、資料で名誉を傷つけられている国（日本）の3者とも、資料を

開示しない、または、資料を保持できない状況でした。

- ・「記憶遺産保護のための一般指針」における登録選考基準では、第三者の誰でも「申請資料が入手可能であること」を要求しています。今回、中国はこの基準に違反していたことになります。
- ・こうした問題については、**改革提案の A** で示したように、申請者が、登録申請するすべての資料をデジタル化し、記憶遺産事務局がそれを公開し、閲覧を可能にすることで、解決できます。

②公開性の欠如——審議プロセスについて

- ・私たちは、ユネスコ記憶遺産の審議プロセスを知ろうと、数回にわたって、記憶遺産事務局に問い合わせました。ところが、登録小委員会、国際諮問委員会で、どのような審議が行われたのか、誰がどのような資料や情報を基に、何を判断したのか、ということがすべて非公開になっており、その内容を知ることはできませんでした。また、ユネスコ事務局長の登録の判断が下った後も、詳細な議事録は公開されていません。
- ・つまり、現在の審議プロセスでは、ある記憶遺産の登録をめぐって、何かしらの利害が生じる国や地域、団体や個人が、自分の知らない間に批判の対象になる危険性があります。また、仮に利害関係者が批判されている事実を知ったとしても、内容の詳細が明らかにされていなければ、資料が正しいものであるか否かという調査・研究はできません。さらに、反論の機会も与えられていないということであれば、審議プロセスはアンフェアなものであると言えます。これは、申請者による記憶遺産の政治利用を許すことにもつながります。
- ・この問題を解決するには、やはり、**改革提案の B** で示したように、登録申請された資料に対して、関係国や地域が研究・反論するための適切な期間を設けることが必要です。

③真正性と希少性の欠如（主張に嘘がある。資料に特別な価値がない）

- ・中国側が申請した「南京大虐殺」資料は、ある資料の一部を抜き出したものが多く、重要な脈絡・つながりや記述が足りず、内容を理解できないものが含まれています。そのため、資料が語っている内容が、中国の説明と合致するか否かを見極めるのが極めて難しく、それが不可能なものも多くあります。

- ・資料が語る内容の真正性を審議するには、資料の一部だけでなく、すべての資料を本来の文脈の中で理解する必要があります。中国側の申請資料には、この真正性が欠落しており、さらに、希少性が欠如しています。
- ・こうした問題は、今後とも発生する可能性があります。そこで、**改革提案の C** で示したように、申請資料を公開し、関係国や地域から反論が合った場合は、当事者間で議論させ、両者の合意した結論が出るまでは、資料の登録を見送るべきです。

④審議する委員の考え方について

- ・私たちは、今回の中国の申請内容を調査する中で、多くの登録小委員会、国際諮問委員会の委員に話を聞きました。委員の中には、「この問題で日本と中国に異なる主張があることは理解している。私の知る限り、今回の中国の申請のように政治性が高いものは初めてであり、重大な問題。公平な目で見れば却下すべきだ」と、公平な意見を言う人物もいました。
- ・しかし、複数の委員は、「我々は、申請資料に『歴史的な重要性があるか否か』のみを審議する」と語っていました。一見、中立的な立場のようにも思えますが、この見解は、あくまでも厳密な審査が行われたことを前提に成り立つものです。しかし、先述の「②公開性の欠如——審議プロセスについて」でも触れたように、審議プロセスが公開されていないため、外部の者にはどのような審査が行われたのか、が分かりません。
- ・また、アブダビの最終審議に参加した複数の委員は、「政治的な意図があるかどうかは、見る人によって変わる。私たちは資料の歴史的な重要性だけを審議する」と語っていました。そこで私たちの代表者が、「では、その後に起こり得る政治的な結末に、ユネスコは責任を負えるのですか」と尋ねたところ、彼らはその質問には答えず、「政治的な解釈をするのは我々の仕事ではない」と答えました。しかし、当事者にとっては、それで済む問題ではありません。
- ・記憶遺産の登録が、国際社会に与えるインパクトを考えると、この審議プロセスの透明性と信頼性をさらに高めるためには改革が必要だと考えます。そのためにも、**改革提案の D と E** で示したように、登録小委員会、国際諮問委員会、ユネスコ事務局長の各判断・審議プロセスのほか、議事内容、委員の選び方などを公開・透明化する必要があります。

最後に、ユネスコは「人々の心に平和を築く」という理想を掲げています。この理想が実現されることは、私たちの願いでもあります。この理想に見合った記憶遺産事業にするためにも、私たちの改革提案を、今後の制度改革に導入していただくよう、強く要望いたします。

(以 上)